千葉県印旛健康福祉センター運営協議会運営要領

(設置の目的)

第1条 印旛健康福祉センターに、所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに 印旛健康福祉センターの運営に関する事項を審議するため、千葉県行政組織 条例に基づき運営協議会を置く。

(名 称)

第2条 本協議会を千葉県印旛健康福祉センター運営協議会(以下「協議会」 という。)と称する。

(業 務)

第3条 協議会は、印旛健康福祉センター管内の地域保健及び地域福祉並びに 印旛健康福祉センターの運営に関する事項を審議する。

(組織等)

- 第4条 協議会は、30名以内の委員で組織する。
- 2 委員の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 市及び町村の代表者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 医療関係団体の代表者
- (4) 福祉関係団体の代表者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) その他の関係機関及び団体の代表者

(委員の委嘱等)

- 第5条 委員は、知事が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬・旅費)

第6条 委員の報酬及び旅費については、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」(昭和31年9月1日条例27号)により支給する。

(会長及び副会長)

- 第7条 協議会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

- 第8条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の運営等)

第9条 この要領で定めるもののほか、協議会の議事及び運営に関し必要な 事項は、会長が定める。

(庶 務)

第10条 協議会の庶務は、印旛健康福祉センター総務課において処理する。

(附則)

この要領は、昭和45年 4月 1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 9年 4月 1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成16年 9月 2日から施行する。

(附則)

この要領は、平成17年 8月25日から施行する。 (附則)

この要領は、平成26年 8月18日から施行する。 (附則)

この要領は、平成28年11月21日から施行する。